

入札説明書

住民基本台帳ネットワークシステムの代表端末等の運用保守に関する業務委託に係る一般競争入札については、関係法令に定めるものの他、この入札説明書による。

入札に参加するものは、下記事項を熟知のうえ入札しなければならない。

この場合において、当該仕様等について疑義がある場合は、下記 14 に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

なお、この入札に係る契約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 に規定する長期継続契約とする。

1 競争入札に付する事項

(1) 業務名

住民基本台帳ネットワークシステムの代表端末等の運用保守に関する業務委託

(2) 契約期間

令和 7 年 12 月 1 日から令和 12 年 11 月 30 日までの長期継続契約とする。

(3) 業務概要

住民基本台帳ネットワークシステムにおける代表端末及び業務アプリケーション等の運用保守業務について、委託するもの。

2 競争入札に付する事項

本案件については、大分県物品等電子入札システム（以下、「物品等電子入札システム」という。）で行い、紙による入札は認めないものとする。また、入札に係る事項は、この公告に定めるもののほか大分県物品等電子入札システム運用基準による。

3 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

受託者は、次の要件を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 7 年 11 月 13 日(木)17 時 00 分までに大分県物品等電子入札システムにより「入札参加申請」を行い、入札参加の承認を受けた者であること。
- (3) 大分県が発注する情報システム開発業務の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格を得ていること。
- (4) この公告の日から下記 6 に掲げる開札までの間に、競争入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。
- (5) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる

者が、その経営に実質的に関与していない者であること。なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

- (ア) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- (イ) 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- (ウ) 暴力団員が役員となっている事業者
- (エ) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し又は使用している者
- (オ) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
- (カ) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
- (キ) 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
- (ク) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

4 契約条項を示す方法及び日時

大分県ホームページ及び物品等電子入札システム上に令和7年11月14日(金) 17:00まで入札説明書を掲載することにより契約条項を示す。

5 物品等電子入札システムによる入札金額の入力期間

期間 自 令和7年11月7日(金) 15時00分
至 令和7年11月14日(金) 15時00分

なお、入札金額の入力については1ヶ月の委託料(税抜)で入力すること。

6 物品等電子入札システムによる開札

開札予定日時 令和7年11月14日(金) 17時00分

7 再入札

開札をした場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再入札を行う。この場合において、再入札については、金額の入力期間、開札日時を物品等電子入札システムにより通知する。

8 物品等電子入札システム及び契約の手続において使用する言語及び通貨

使用言語 日本語

通貨 日本国通貨

9 入札保証金に関する事項

免除とする。(大分県契約事務規則第20条第3項第2号)

10 契約保証金に関する事項

落札者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額(年額)の 100 分の 10 以上の金額（現金に代え大分県契約事務規則第 5 条第 2 項に規定する担保の提供でも可）を納付すること。

ただし、次のア又はイのいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

ア 契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に大分県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、その保険証券を提出したとき。

イ 過去 2 カ年間に、国又は都道府県と、この契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したものについて、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき

11 入札の無効

大分県契約事務規則（昭和 39 年大分県規則第 22 号）第 27 条に規定する事項のほか、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。

12 最低制限価格に関する事項

設定しない。

13 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに、大分県物品等電子入札システムに装備されている電子くじにより落札者を決定する。
- (3) 再度入札をしても、落札者がいないとき又は落札者が契約を結ばないときは、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号又は第 9 号の規程により随意契約を行うものとする。

14 契約に関する事務を担当する部局の名称

〒870-8501 大分県大分市大手町三丁目 1 番 1 号
大分県総務部市町村振興課 行政班
電話 097-506-2409 FAX 097-506-1720

15 入札参加時の注意事項

- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入力すること。

- (2) 入札金額の入力には、大分県から入札参加承認時に電子メールにより送信される「入札参加通知」に記載されている 6 桁の認証番号が必要である。なお、認証番号の再発行は行わないものとする。
- (3) この入札については、大分県物品等電子入札システム運用基準及び大分県物品等電子入札システム操作マニュアル(事業者機能)を熟知のうえ入札しなければならない。
なお、入札後に大分県物品等電子入札システムについての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

16 質問の受付及び回答

本案件についての質問は、質問票（別添様式）により行うものとし、質問への回答は電子メールで行うほか、大分県ホームページおよび大分県共同利用型入札情報サービスシステムに掲載する。

- (1) 提出場所 大分県総務部市町村振興課 行政班
- (2) 提出期限 令和 7 年 1 1 月 1 2 日（水） 1 2 時 0 0 分
- (3) 提出方法 持参、郵送、電子メール又は FAX のいずれかの方法により提出すること。なお、電子メール及び FAX による場合は、必ず電話により着信を確認すること。